

賃貸借契約書（案・3社契約）

島根県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）と〇〇（以下「丙」という。）は、島根県立盲学校普通教室 I C T 環境整備事業一式について次のとおり賃貸借契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 貸主は、その所有する次の物件（以下「貸借物件」という。）を借主に賃貸し、借主は、これを賃借する。

物件の表示 物件名 島根県立盲学校普通教室 ICT 環境整備事業一式

設置場所 島根県松江市西浜佐陀町 468
島根県立盲学校

数量等 別紙1 品目別内訳明細のとおり

規格等 調達仕様書のとおり

保守等 調達仕様書のとおり

2 甲は、賃貸物件に係る賃借料を丙に支払うものとする。

3 乙は、丙をしてこの契約に基づく乙の債務を履行させるものとする。ただし丙が債務を履行しない場合は、乙が当該債務を履行するものとする。

（用途）

第2条 甲は、貸借物件を島根県立盲学校の児童生徒及び教員端末の用に供するものとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借の期間は、令和7年9月1日から令和12年8月31日までとする。

（賃借料）

第4条 貸借物件の賃借料は、次のとおりとする。

支払総額〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

2 前項に規定する賃借料の各会計年度における支払限度額は次のとおりとする。

令和7（2025）年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和8（2026）年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和9（2027）年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和10（2028）年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和11（2029）年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和12（2030）年度 金〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

3 賃借料は毎月支払うこととし、賃借料の月額は「資金計画」のとおりとする。

4 賃貸借期間に1月未満の端数があるときは、賃借料は日割計算により算出した金額とする。

5 第1項の賃借料は、甲が丙から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(契約保証金)

第5条 (A) 乙が、甲に納付すべき契約保証金は、免除する。

(B) 乙が、甲に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇円とする。

(公租公課)

第6条 賃借物件に関する公租公課は、丙の負担とする。

(遅延利息)

第7条 甲は、正当な理由によらないで賃借料を第4条第3項による指定された期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未払額について年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率）で計算して得た金額に相当する遅延利息を乙に支払わなければならない。

(売却の制限等)

第8条 乙は、甲の承諾を得ないで賃借物件を第三者に売却してはならない。

2 乙は、賃借物件に抵当権、質権その他形式のいかんを問わず、甲の賃借物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第9条 甲は、乙の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は賃借物件を転貸してはならない。

(賃借物件の現状変更)

第10条 甲は、賃借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承認を受けなければならない。

※長期継続契約を締結する場合

(契約内容の変更等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲と乙とが協議して定める。

(協議解除)

第 12 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第 13 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

(契約の解除)

第 14 条 甲、乙及び丙のいずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙及び丙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているときは、甲は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(貸借物件の返還)

第 15 条 第 3 条に定める賃貸借期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、丙の負担においてこの貸借物件を撤去し、引き取ること。

2 前項の規定により引き取った貸借物件に記録された電磁的情報を、速やかかつ確実に消去しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 甲又は乙及び丙のいずれか一方がこの契約に違反した場合又は第 13 条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 17 条 この契約の締結に要する費用は、乙及び丙の負担とする。

(再委託)

第 18 条 乙及び丙は、この契約に係る業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙及び丙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱い

については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
(協議)

第 20 条 この契約書に定めない事項又はこの契約に関して疑義があるときは、甲、乙及び丙が協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を 3 通作成し、甲、乙及び丙の 3 者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲

乙

丙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙及び丙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙及び丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 乙及び丙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙及び丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙及び丙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙及び丙は、特定個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）について、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙及び丙は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙及び丙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

(責任体制の整備)

第6 乙及び丙は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 乙及び丙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、

労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 乙及び丙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙及び丙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

第8 乙及び丙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者（乙及び丙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙及び丙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方の名称

(2) 再委託が必要な理由

(3) 再委託を行う業務の内容

(4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報

(5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容

(6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、乙及び丙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 乙及び丙は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 乙及び丙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙及び丙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去、廃棄及び受渡し)

第11 乙及び丙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報又は乙及び丙自らが取得した個人情報記録された資料等は、この契約の完

了後又は契約を解除されたときは、甲の指定した方法により直ちに甲に返還、消去又は廃棄するものとする。

- 2 乙及び丙は、この契約による業務において利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙及び丙は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙及び丙は、この契約による業務において利用する特定個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙及び丙は、特定個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日）を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。
- 6 乙及び丙は、甲と乙及び丙の間の特定個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に特定個人情報の預り証（受け渡し日時、担当者、場所、受け渡し手段を記した書面）を提出しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

- 第12 乙及び丙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

（監査等）

- 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び丙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び丙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び丙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

- 3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

（漏えい等事案が発生した場合の対応）

- 第14 乙及び丙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙及び丙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第 15 甲は、乙及び丙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙及び丙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 16 乙及び丙の故意又は過失を問わず、乙及び丙が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙及び丙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

参考様式

島根県立盲学校ICT環境整備事業品目別内訳明細表

(単位:円)

No.	品名	メーカー名	型式	標準単価	数量	合計	標準価格	備考
					島根県立盲学校			
1	機器							数量区分ごとに内訳を記載してください。
1	〇〇〇	〇〇	〇〇	100,000	18	90	9,000,000	
2	〇〇〇	〇〇	〇〇	50,000	18	90	4,500,000	
機器計							13,500,000	
2	諸経費							
1	〇〇〇					0	0	
2	〇〇〇					0	0	
諸経費計							0	
合計							13,500,000	
消費税及び地方消費税(10%)							1,350,000	
総合計							14,850,000	

島根県立盲学校普通教室 I C T 環境整備事業

調達仕様書

島 根 県

1 目的

島根県立盲学校の普通教室に ICT 環境を整備し、授業の質の向上、安全・安心な学習環境、教員の負担軽減の実現を図る。

2 納入場所

島根県立盲学校（島根県松江市西浜佐陀町 468）

3 納入期限

令和 7 年 8 月 29 日（金）

4 賃貸借期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日まで

5 調達物件の概要

本調達物件は、島根県立盲学校の普通教室各室に教員用タブレット端末及び画像提示用（生徒用）タブレット端末を設置するものとし、別項に記載する機器及びソフトウェアを有効に利用できるように整備するものとする。

設置場所は、普通教室各室及び職員室とし、特別支援教育課の指定する場所とする。

6 前提条件

以下により、本調達物件を既設の校内 LAN に接続し、インターネット等へのアクセスが可能となるよう設定すること。

（1）校内 LAN の概要

島根県立盲学校の校内 LAN システムは、校内 LAN サーバ（クラウドサービス）、各通信機器及び校内配線からなるネットワークシステムである。校内の各教室に設置されている情報コンセントや無線アクセスポイントから基幹配線を経由して、インターネット及び校内のネットワーク資源を利用することができる。

（2）校内 LAN への接続

以下により、校内 LAN の運用方針に準拠した構築を行うこと。

- ① 本調達物件にクラス C のネットワークアドレスを付与する。
- ② 本校の校内 LAN は、IEEE802.1Q 準拠のタグ VLAN により教員用セグメントと生徒用セグメントを切り分けて運用している。本調達物件の機器は、校内 LAN においては生徒用セグメントとして位置づけるものとする。
- ③ 本調達物件用の VLAN は生徒用ネットワークとして通信制限が適用される。
- ④ 校内 LAN への詳細な接続設定値は契約締結後に別途指示する。
- ⑤ ウイルス対策、不正侵入防止、ソフトウェアアップデート（セキュリティホール対策）など、ネットワークを利用する上でのセキュリティを十分確保すること。

7 ハードウェア整備品目

各機器の性能及びオプションについては、別紙 1「機器仕様一覧表」を参照の上、必要な部材

を選定し構築すること。

8 ソフトウェア整備品目

- (1) 別紙2「ソフトウェア整備品目一覧表」に掲げるソフトウェア（もしくは同等品以上）をインストールすること。
- (2) ソフトウェアはタブレット端末のOSに対応した入札日時点の最新バージョンとする。
- (3) 別紙2「ソフトウェア整備品目一覧表」に掲げる「数量」とは、物理的に提供される製品数、もしくはライセンス数とするが、学校パックやライセンスパックなどを利用して満たしてもよいものとする。
- (4) 別紙2「ソフトウェア整備品目一覧表」に掲げるソフトウェア以外で、本調達物件の構築に必要なソフトウェアがある場合は構成に含めること。
- (5) ソフトウェアのライセンスについては、以下のとおりとする。
 - ① ライセンスの使用許諾は原則として島根県教育委員会に対してなされていること。ただし、これによりがたい場合はエンドユーザに対する使用許諾でも可とする。
 - ② ソフトウェアのライセンスは賃貸借期間終了後、県に帰属すること。

9 調達物件の要件

- (1) タブレット端末
 - ① タブレット端末及び周辺機器は、別紙4「レイアウト図」に示すとおりに設置すること。
 - ② タブレット端末の液晶ディスプレイ部分には保護フィルムを装着すること。
 - ③ 画像提示用（生徒用）タブレット端末については、タブレット用固定アームを用いて、机と端末を固定すること。なお、詳細な取付位置等については特別支援教育課に確認すること。
 - ④ 校内においてタブレット端末を使用する場合は、校内LANの既存無線アクセスポイントに接続可能となるよう設定を行うこと。なお、校内LAN以外の無線アクセスポイントには接続できないよう設定すること。
 - ⑤ タブレット端末が校内LAN経由でインターネットを利用できるように設定すること。
 - ⑥ その他周辺機器については、特別支援教育課の指示により適切な接続及びセットアップを行うこと。
 - ⑦ 各ユーザアカウントに固有のユーザ名・パスワードを設定すること。
- (2) モバイルデバイス管理システム
 - ① モバイルデバイス管理システム（MDM（Mobile Device Management）「インヴェンティット Mobiconnect for Education」）ライセンスを本調達物件に導入し、タブレット端末の運用管理の負担軽減と利便性、安全性の向上を図ること。
 - ② タブレット端末の管理・運用方針を特別支援教育課と協議し、必要な設定を行うこと。
 - ③ タブレット端末を管理対象とする教育委員会用管理者ユーザを作成すること。
 - ④ 同様に学校用管理者ユーザを作成すること。当該ユーザに与える権限については、特別支援教育課と協議の上、決定すること。
 - ⑤ タブレット端末の情報（OS、インストール済みアプリ、バージョン等）を取得できること。
 - ⑥ 構成プロファイル（パスコード、Wi-Fi、セキュリティポリシー、アプリ等の設定）の作成、適用ができること。
 - ⑦ 管理コマンド（リモートロック、リモートワイプ、パスコード消去）が実行できること。

- ⑧ タブレット端末の OS のアップデート、アプリの追加・削除・アップデートを実行できること。なお、アプリの追加にあたっては、VPP (Volume Purchase Program) ライセンスのデバイス割り当てが可能であること。
- ⑨ タブレット端末のホーム画面のレイアウト（アプリアイコンやフォルダの位置）変更が可能であること。
- ⑩ 不正改造 (Jail Break) の検知を行う機能を有していること。
- ⑪ DEP (Device Enrollment Program)、ASM (Apple School Manager) に対応していること。
- ⑫ MDM からの管理逸脱を防止できること。

(3) その他

- ① 校内 LAN サーバの学習用領域においてファイルの読み書きができるよう設定すること。

10 調達物件導入

(1) 搬入・設置・調整

- ① 調達物件の搬入・設置・調整に係る費用は全て導入業者の負担とする。また、校内 LAN との接続に係る費用は全て導入業者の負担とする。
- ② 調達物件の搬入・設置・調整については、学校担当者と協議の上実施すること。
- ③ 納入する機器については、シール等により導入業者名及び導入時期を明示すること。この場合、契約書添付の品目別明細書と同一の番号等を使用することとし、特別支援教育課の指示により実施すること。

(用途シール記載例)

島根県立盲学校普通教室 ICT 環境整備事業機器
賃貸借期間 R7.9.1～R12.8.31
この機器は教育用目的専用です（転用禁止）
管理番号：×××× 製造番号：××××
連絡先：〇〇株式会社〇〇課 電話番号〇〇－〇〇〇〇

(2) 施工体制

- ① 調達物件の円滑な導入を図るため、設計・構築全体の責任者としてテクニカルエンジニア（ネットワーク）またはネットワークスペシャリストの技術レベルを保有する経験豊富な技術責任者を 1 名選任すること。
- ② 上記の技術責任者が配置されている拠点が島根県内にあること。

(3) 調達物件構築

- ① 調達物件の構築は、教育現場での運用を十分考慮し、必要な環境設定を適切に行うこと。
- ② 調達物件の設計及びインストール作業については、必ず導入業者内において行うこと。
- ③ タブレット端末は全て同一メーカー同一機種に統一し、5 年間以上の保守部材提供が可能であること。
- ④ 調達物件の設計に係る費用は全て導入業者の負担とする。
- ⑤ 調達物件の設計は特別支援教育課と十分打合せを行い、教育現場に即した適切な内容とすること。また、保守期間中に設定変更依頼を行なった場合は、速やかに適切な対応を行なうこと。

- ⑥ 電源は既設のコンセントから配線すること。ただし、コンセント口数が不足する場合は導入業者の負担により工事等を行うこと。
- ⑦ 本仕様書に明記していないハードウェア・ソフトウェアであっても、本調達物件を円滑に運用するために必要なものがある場合は、それらも含めた構成とすること。
- ⑧ 調達物件構築後は、調達物件が仕様どおりに作動するか確認を行うための動作テストを行うこと。動作テストの内容は、事前に「動作テスト計画書」として県に提出し承認を受けること。なお、同計画書においては、機能要件及び性能要件の確認を必須項目とし、各試験項目が仕様書のどの項目に該当するものであるかを明記すること。

(4)セキュリティ

- ① 全てのタブレット端末が、校内 LAN より上位のネットワークへアクセスする場合は、必ずしめねっと用プロキシサーバを介すよう構築すること。

11 保守

(1)保守の内容

別紙 3「保守業務仕様書」による。

(2)保守の体制

- ① 調達物件の円滑な運用を図るため、タブレット端末及び端末保管庫の保守を行う担当者が配置されているサービス拠点が島根県内にあること。
- ② 上記サービス拠点においては、サポート担当者として、本保守業務に必要な人数のマイクロソフト認定プロフェッショナル (MCP) 又は Cisco Certified Network Associate (CCNA) の技術レベルを保有する経験豊富なシステムエンジニアが常駐していること。
- ③ タブレット端末に関しては、機器保守を行うメーカー認定の保守会社の拠点が日本国内にあること。
- ④ 上記③以外の機器は、導入業者が窓口となり保守サービス及び技術支援を行うこと。

12 納入検査

- (1) 調達物件の環境構築期限までに、動作テスト計画書に基づく試験を行い、その結果を書面で報告すること。なお、この試験は、調達物件が仕様書どおりの動作をするかを確認するためのものであるため、仕様書記載事項のうち機器等の動作に係る項目全てについて実施すること。
- (2) 県は動作テスト計画書に基づく試験結果受領後、速やかに契約の適正な履行を確認するための検査を現地において行う。
- (3) 検査に合格しない場合は、速やかに補修又は改造を行い、再検査を受けなければならない。
- (4) 上記検査合格後、納入期限までに納品書及び本仕様書 1 3 に記載する完成図書を各 2 部紙媒体で提出すること。
- (5) 県は提出された完成図書により最終検査を行い、合格の場合は引き渡しを受けるものとする。

13 賃貸借期間終了後の取り扱い

納入業者は、賃貸借契約期間が終了し機器の返還を受けた場合、機器に記録された情報を済みやかに、かつ確実に消去し情報の漏えいの防止に努めること。

なお、情報の消去方法については、事前に特別支援教育課と協議すること。

また、賃借物件の撤去・引き取りに係る解体、データ消去、荷造り及び運送に要する一切の費用は、全て受注者の負担とする。

14 完成図書

次に示すものを作成すること。

- ① 機器一覧表
- ② 機器配置図
- ③ 動作テスト計画書
- ④ 試験成績表
- ⑤ 現場写真
- ⑥ MDM 操作手順書

導入後の MDM の運用上必要な操作をまとめた手順書で次の事項を含むものとする。

- ①アプリの追加・削除・アップデート
- ②OS のアップデート
- ③管理ツールやアカウントのアップデート
- ④設定情報の追加・変更・削除

15 その他

- (1)仕様書に指示していないハードウェア及びソフトウェアで、本仕様書を満たすために必要なものがあれば、入札前に質疑書により確認すること。同等品協議も同様とする。
- (2)機器の配置は、特別支援教育課の指示による。また、これに伴い電気配線が必要となる場合は、導入業者の負担により工事等を行うこと。なお、電気容量増加に伴う工事が必要な場合は、別途協議することとする。
- (3)別紙1「機器仕様一覧表」に掲げる品目において、機器等の色が選択できるものについては、特別支援教育課に確認すること。

機器仕様一覧表

1.タブレット端末

仕様項目		仕 様
数量		25台(教員用10台、生徒用15台)
筐体		11インチiPad Air (第7世代)
OS		iPadOS 18 (日本語版)
ストレージ容量		256GB以上(内蔵型)
通信機能		2x2 MIMO対応Wi-Fi 6E、Bluetooth 5.3
サイズ		高さ247.6mm×幅178.5mm×厚さ6.1mm
重量		460g
液晶ディスプレイ	サイズ等	11インチ、IPSテクノロジー搭載LEDバックライト、Multi-Touchディスプレイ
	解像度	2,360 × 1,640ピクセル解像度、264ppi
プロセッサ		Apple M3チップ
カメラ機能		12メガピクセル広角カメラ、デジタルズーム5倍、4K及び1080Pビデオ撮影
バッテリー		バッテリー駆動時間:Wi-fi通信時最大10時間
スピーカー		ステレオスピーカー
マイク		デュアルマイク
デバイス管理機能		Device Enrollment Program対応
付属品	保護フィルム	保護フィルム(専用設計品で反射を防止し、指紋がつきにくい素材であること)を貼付すること。
	キーボード	教員用10台分のみ純正の日本語キーボードを添付すること。
		特別な設定を必要とせず容易に本体と接続できること。
		折り畳み時は本体前面及び背面の保護もできる形状であること。
	ペン型デバイス	全台数分の純正電子ペンシルを添付すること。
		触覚フィードバック、ワイヤレス充電、ダブルタップツール切替に対応していること。
	電源ケーブル	USB-C充電ケーブル(1m)、20W USB-C電源アダプタを添付すること。
		必要に応じ学校保有のアーム式スタンドを用い机等へ固定を行うこと(サンワサプライ CR-LATAB24)。詳細な取付位置等については担当者の指示に従うこと。
		その他、機器接続に必要なとなる配線部材等一式を用意し、システム構築を図ること。

ソフトウェア整備品目一覧表

種別、ソフトウェア名	メーカー等	数量			備考
		教員用	生徒用	計	
【タブレット端末】					
日本語版 iPadOS 18 (*1)	Apple	10	15	25	
Windows Server CAL	マイクロソフト	10	15	25	県所有ライセンス使用
Microsoft 365 Apps for Enterprise	マイクロソフト	10	15	25	県所有ライセンス使用
Documents by Readdle	Readdle	10	15	25	無償版
UD ブラウザ	Climb App	10	15	25	無償版
スクールワーク	Apple	10	15	25	無償版
クラスルーム	Apple	10	15	25	無償版
Mobiconnect for Education 追加ライセンス（5 年間）	インヴェンティット	10	15	25	5 年分

*1 OSのサービスは、本文で明記していないものでも、必要があれば導入してシステム構築を図ること。

*2 詳細なインストールソフトウェアは担当者と協議の上決定すること。

保 守 業 務 仕 様 書

1 保守業務の対象及び内容

- (1) 保守業務の対象は、本調達物件全体とする。
- (2) 保守業務の内容は次のとおりとする。
 - ① 予防保守
 - ② 緊急保守
 - ③ モバイルデバイス管理システム (MDM) の運用
 - ④ 問い合わせ対応
 - ⑤ 仕様変更等
 - ⑥ 機器等操作研修
- (3) 保守期間は引渡の日から令和 12 年 8 月 31 日までとする。

2 保守業務の処理方法

- (1) 予防保守
 - ① 不具合対応
本調達物件（製品に起因するもの）の不具合（バグを含む）の調査・補修を適宜実施すること。
 - ② セキュリティ対応
本調達物件を構成する機器及びソフトウェア製品に関して、通常の使用に重大な影響を与える脆弱性が見つかり、かつその対応が緊急性を要する場合は、速やかにセキュリティ・パッチを適用すること
- (2) 緊急保守
本調達物件に障害・故障が発生した場合の対応は、次のとおりとする。
 - ① 受付時間
学校担当者からの電話による通報受付時間は平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、緊急かつ通常の使用に重大な支障がある場合は協議の上決定すること。
 - ② 原因調査及び復旧
本調達物件の技術責任者又はサポート担当者は、学校担当者からの通報を受けて、速やかに障害・故障の原因を調査し、復旧のための切り分けを行うこと。
また、障害・故障の復旧のため、修復、部品交換・修理が必要な場合は、速やかに実施すること。この場合必要となる経費は納入業者が負担するものとする。

③ 保証

本調達物件に係る保証は、1年間のメーカー保証のみとし、その期間において機器修理等を実償で実施すること。

(3) モバイルデバイス管理システム (MDM) の運用

本調達物件に係る障害、故障、要望等のうちMDMを利用する案件について、特別支援教育課または盲学校が依頼する諸作業を実施すること。

(4) 問い合わせ対応

① 受付方法

通常の使用時の操作上の不明点等に関する問合せは、納入業者への電話・ファクシミリ・電子メールによるものとする。

② 受付時間

電話による問い合わせの受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

③ 回答

本調達物件の技術責任者又はサポート担当者は、問い合わせがあった場合は、速やかに適切な応答をすること。

④ 状況報告

当月の問い合わせ対応状況等について、翌月の20日までに特別支援教育課へ報告すること。報告様式は、特別支援教育課と協議の上決定する。

(5) 仕様変更等

本調達物件の使用上必要となった軽微な仕様変更及び年度移行等に伴って本調達物件が備えている機能では対応できない処理が必要となった場合は、年2回（1回当たり6時間程度）を限度として特別支援教育課の指示により実施すること。

(6) 機器等操作研修

本調達物件の納入後、直ちに、納入場所において学校担当者向けに操作研修（1日程度）を実施すること。日程等については、特別支援教育課と協議により定めること。

(7) その他

保守業務により、完成図書の内容に変更が生ずる場合は、その都度、改訂版を作成し提出すること。

3 提出書類

(1) 操作マニュアル

上記 1 (2) ⑥の研修開催日までに、次の内容を含む操作マニュアルを作成し、紙ベースで 2 部（特別支援教育課 1 部、納入場所 1 部）、電子データで 1 部（特別支援教育課）を提出すること。なお、このマニュアルは、紙により提出するものは紙製フラットファイル（A4S 版）に綴じることとし、電子データは CD-R メディアに保存のうえ提出すること。

また、マニュアルの内容に変更が生ずる場合は、その都度、改訂版を作成し提出すること。

①操作マニュアル（MDM操作手順書を含む）

②機器一覧表

③機器配置図

(2) 保守作業報告書

納入業者は、上記 1 (2) ①、②及び⑤に定める保守業務を実施したときは、保守作業報告書を提出し、確認を受けること。

資 金 計 画

件名：島根県盲学校普通教室ICT環境整備事業一式

年月	支払金額	貸借借料	うち消費税等の額
令和7年(2025年)9月	0円		
令和7年(2025年)10月	0円		
令和7年(2025年)11月	0円		
令和7年(2025年)12月	0円		
令和8年(2026年)1月	0円		
令和8年(2026年)2月	0円		
令和8年(2026年)3月	0円		
令和7年度計	0円	0円	0円
令和8年(2026年)4月	0円		
令和8年(2026年)5月	0円		
令和8年(2026年)6月	0円		
令和8年(2026年)7月	0円		
令和8年(2026年)8月	0円		
令和8年(2026年)9月	0円		
令和8年(2026年)10月	0円		
令和8年(2026年)11月	0円		
令和8年(2026年)12月	0円		
令和9年(2027年)1月	0円		
令和9年(2027年)2月	0円		
令和9年(2027年)3月	0円		
令和8年度計	0円	0円	0円
令和9年(2027年)4月	0円		
令和9年(2027年)5月	0円		
令和9年(2027年)6月	0円		
令和9年(2027年)7月	0円		
令和9年(2027年)8月	0円		
令和9年(2027年)9月	0円		
令和9年(2027年)10月	0円		
令和9年(2027年)11月	0円		
令和9年(2027年)12月	0円		
令和10年(2028年)1月	0円		
令和10年(2028年)2月	0円		
令和10年(2028年)3月	0円		
令和9年度計	0円	0円	0円
令和10年(2028年)4月	0円		
令和10年(2028年)5月	0円		
令和10年(2028年)6月	0円		
令和10年(2028年)7月	0円		
令和10年(2028年)8月	0円		
令和10年(2028年)9月	0円		
令和10年(2028年)10月	0円		
令和10年(2028年)11月	0円		
令和10年(2028年)12月	0円		
令和11年(2029年)1月	0円		
令和11年(2029年)2月	0円		
令和11年(2029年)3月	0円		
令和10年度計	0円	0円	0円
令和11年(2029年)4月	0円		
令和11年(2029年)5月	0円		
令和11年(2029年)6月	0円		
令和11年(2029年)7月	0円		
令和11年(2029年)8月	0円		
令和11年(2029年)9月	0円		
令和11年(2029年)10月	0円		
令和11年(2029年)11月	0円		
令和11年(2029年)12月	0円		
令和12年(2030年)1月	0円		
令和12年(2030年)2月	0円		
令和12年(2030年)3月	0円		
令和11年度計	0円	0円	0円
令和12年(2030年)4月	0円		
令和12年(2030年)5月	0円		
令和12年(2030年)6月	0円		
令和12年(2030年)7月	0円		
令和12年(2030年)8月	0円		
令和12年度計	0円	0円	0円
合計	0円	0円	0円